

医療法人の業務範囲

<平成19年4月1日現在>

I. 本来業務

- 医療法人は病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所又は介護老人保健施設の開設を目的として設立される法人です。（医療法第39条）

II. 附帯業務

- 医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、次に掲げる業務の全部又は一部を行うことができる。（医療法第42条各号）なお、附帯業務を委託すること、又は本来業務を行わず、附帯業務のみを行うことは医療法人の運営として不適當であること。

医療法第42条

第1号

医療関係者の養成又は再教育

- ・ 看護師、理学療法士、作業療法士、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師その他医療関係者の養成所の経営。
- ・ 後継者等に学費を援助し大学(医学部)等で学ばせることは医療関係者の養成とはならないこと。
- ・ 医師、看護師等の再研修を行うこと。

第2号

医学又は歯学に関する研究所の設置

- ・ 研究所の設置の目的が定款等に規定する医療法人の目的の範囲を逸脱するものではないこと。

第3号

医療法第39条第1項に規定する診療所以外の診療所の開設

- ・ 巡回診療所、医師又は歯科医師が常時勤務していない診療所（例えば、へき地診療所）等を経営すること。

第4号

疾病予防のために有酸素運動（継続的に酸素を摂取して全身持久力に関する生理機能の維持又は回復のために行う身体の運動をいう。）を行わせる施設であって、診療所が附置され、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものの設置（疾病予防運動施設）

- ・ 附置される診療所については、
 - ① 診療所について、医療法第12条の規定による管理免除又は2か所管理の許可は原則として与えないこと。

② 診療所と疾病予防運動施設の名称は、紛らわしくないよう、別のものを用いること。

③ 既設の病院又は診療所と同一の敷地内又は隣接した敷地に疾病予防運動施設を設ける場合にあっては、当該病院又は診療所が疾病予防運動施設の利用者に対する適切な医学的管理を行うことにより、新たに診療所を設けなくともよいこと。

※「厚生労働大臣の定める基準」については、平成4年7月1日厚生省告示第186号を参照すること。

第5号

疾病予防のために温泉を利用させる施設であって、有酸素運動を行う場所を有し、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものの設置（疾病予防温泉利用施設）

- ・ 温泉とは温泉法（昭和23年法律125号）第2条第1項に規定するものであること。
- ・ 疾病予防のために温泉を利用させる施設と提携する医療機関は、施設の利用者の健康状態の把握、救急時等の医学的処置等を行うことのできる体制になければならないこと。

※「厚生労働大臣の定める基準」については、平成4年7月1日厚生省告示第186号を参照すること。

第6号

保健衛生に関する業務

- ・ 保健衛生上の観点から行政庁が行う規制の対象となる業務の全てをいうのではなく、直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる以下の業務であること。
 - ① 薬局
 - ② 施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律、柔道整復師法に規定するもの。）
 - ③ 衛生検査所（臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律に規定するもの。）
 - ④ 介護福祉士養成施設（社会福祉士及び介護福祉士法に規定するもの。）
 - ⑤ ホームヘルパー養成研修事業（地方公共団体の指定を受けて実施するもの。）
 - ⑥ 難病患者等居宅生活支援事業（地方公共団体の委託を受けて実施するもの。）
 - ⑦ 乳幼児健康支援一時預かり事業（地方公共団体の委託を受けて実施するもの。）
 - ⑧ 介護保険法に規定する訪問介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防認知症対応型通所介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは障害者自立支援法にいう障害福祉サービス事業、相談

支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター又は福祉ホームにおける事業と連続して、又は一体としてなされる有償移送行為であって次に掲げるもの。

ア 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項の規定による一般旅客自動車運送事業

イ 道路運送法第43条第1項の規定による特定旅客自動車運送事業

ウ 道路運送法第78条第3号又は第79条の規定による自家用有償旅客運送等

※ 介護保険サービス、障害福祉サービスとの関連性が求められ、保険給付の対象とはならず実費徴収の対象となる業務であること。例えば、「乗降介助」の際の移送事業部分の実費徴収、通所サービス等における遠隔地からの送迎費の実費徴収などについて、道路運送法の規定により許可を得て行う業務であること。

※ 道路運送法の許可を得ずに介護保険サービス又は障害福祉サービスの対象となる移送事業を行うことはできないこと。

※ いわゆる「介護タクシー」のように旅行や買い物といった介護保険サービス、障害福祉サービスとの関連性を有しない業務は当該有償移送行為に該当せず、医療法人の附帯業務ではないこと。

⑨ 介護保険法にいう居宅サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、介護予防支援事業、地域密着型サービス事業、地域支援事業及び保健福祉事業のうち、別添において「保健衛生に関する業務」とするもの。

⑩ 助産所（改正法第2条に規定するもの。）

⑪ 歯科技工所（歯科技工士法に規定するもの。）

⑫ 福祉用具専門相談員指定講習（介護保険法施行令に規定するもの。）

第7号 社会福祉法第2条第2項及び第3項に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるものの実施

※ 平成19年3月30日厚生労働省告示第93号及び本通知の別添を参照すること。

※ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項第2号の認定こども園（ただし、保育所型のみ。）の運営は、上記告示の第1に包括されること。

第8号 有料老人ホームの設置（老人福祉法に規定するもの。）

留意事項

1. 役職員への金銭等の貸付は、附帯業務ではなく福利厚生として行うこと。この場合、全役職員を対象とした貸付に関する内部規定を設けること。
2. 第7号については、社会医療法人のみに認められるものがあること。
3. 定款等の変更認可申請とは別に、個別法で定められた所定の手続（許認可、届出等）を要する場合があること。この場合、個別法の手続の前に定款等の変更認可申

請をする必要があるが、手続を並行して行う場合は、各手続の進捗状況に伴い、定款等の変更認可日が後れることは、やむを得ないこと。

Ⅲ. 収益業務

○特別医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、その収益を当該特別医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に充てることを目的として、厚生労働大臣が定める業務（収益業務）を行うことができます。

(平成 18 年法律第 84 号附則第 8 条、平成 19 年厚生労働省告示第 92 号、改正前の医療法第 42 条第 2 項)

収益業務の種類

収益業務の種類は、日本標準産業分類(平成 14 年 3 月 7 日総務省告示第 139 号)に定めるもののうち、次に掲げるものです。

- ①農業
- ②林業
- ③漁業
- ④製造業
- ⑤情報通信業
- ⑥運輸業
- ⑦卸売・小売業
- ⑧不動産業（「建物売買業、土地売買業」を除く。）
- ⑨飲食店、宿泊業
- ⑩医療、福祉（病院、診療所又は介護老人保健施設に係るもの及び医療法第 42 条各号に掲げるものを除く。）
- ⑪教育、学習支援業
- ⑫複合サービス事業
- ⑬サービス業

(注) 医療法関係法令の規定に基づく定款・寄附行為変更の手続き以外に、それぞれの業務に係る関係諸法令に基づく許認可、届出等の手続きが必要です。

業務要件

収益業務については、次に掲げる要件を満たすものに限られるものであり、その規模、内容等についても、規則第 30 条の 35 第 1 項第 3 号の要件を満たすものであるほか、法の規定により設立された法人の行う業務として社会的に許容される範囲内のものであることに十分留意する必要があります。

- ① 一定の計画の下に収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上業務と認められる程度のものであること。
- ② 医療法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるもの（注）でないこと。
- ③ 経営が投機的に行われるものでないこと。
- ④ 当該業務を行うことにより、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務の円滑な遂行を妨げるおそれがないこと。
- ⑤ 当該医療法人以外の者に対する名義の貸与その他不当な方法で経営されるものでないこと。

（注） 「社会的信用を傷つけるおそれがあるもの」とは、風俗営業、武器製造業、遊戯場などをいいます。

IV. 附随業務

○開設する病院等の業務の一部として又はこれに附随して行われるものは収益業務に含まれず、特段の定款変更等は要しません。（附随業務として行うことが可能）
附随して行われる業務とは、次に掲げるものです。

- ① 病院等の施設内で当該病院等に入院若しくは通院する患者及びその家族を対象として行われる業務又は病院等の職員の福利厚生のために行われる業務であって、医療提供又は療養の向上の一環として行われるもの。

したがって、病院等の建物内で行われる売店、敷地内で行われる駐車場業等は、病院等の業務に附随して行われるものとされ、敷地外に有する法人所有の遊休資産を用いて行われる駐車場業は附随する業務に含まれないものとして取り扱います。

- ② 病院等の施設外で当該病院に通院する患者を対象として行われる業務であって、当該病院等において提供される医療又は療養に連続して行われるもの。

したがって、当該病院等への、又は、当該病院等からの患者の無償搬送は、病院等の業務に附随して行われるものとされ、当該病院等以外の病院から同じく当該病院等以外の病院への患者の無償搬送は附随する業務に含まれないものとして取り扱います。

- ③ ①及び②において、当該法人が自らの事業として行わず、当該法人以外の者に委託して行う場合にあつては、当該法人以外の者が行う事業内容が、①又は②の前段に該当するものであるときは、当該法人以外の者への委託は附随する業務とみなし、①又は②の前段に該当しないものであるときは、附随する業務に含まれないものとして取り扱います。

○社会福祉法に基づく社会福祉事業の位置付け(附帯業務)

・「医療法人」欄の説明…「○」は全医療法人が対象、「●」は社会医療法人のみが対象

・「区分」欄の説明…「本来」とは本来業務、「告示」とは平成10年厚生省告示第15号、「保健」とは保健衛生に関する業務、「空欄」は医療法人が行えないことを示す。

社会福祉法	各 法	事業名、施設名等	介護保険法制度におけるサービス・事業等		医療法人	区 分	備 考	
第一種社会福祉事業	生活保護法	救護施設						
		更正施設						
		生計困難者を無料又は定額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設			●	告示	生活保護法上の保護施設である宿所提供施設を除く。	
		生計困難者に対する助葬			●	告示		
	児童福祉法	乳児院				●	告示	
		母子生活支援施設				●	告示	
		児童養護施設				●	告示	
		知的障害児施設				●	告示	※1. 各施設ごとに児童福祉法上の指定を受けること。 ※2. 定款等の変更手続は、原則として都道府県の指定を受ける前に行うことが必要であるが、指定手続と定款等の変更手続を並行して行う場合は、手続の進捗状況に伴い、定款等の変更認可日が後れることはやむを得ないこと。
		知的障害児通園施設				●	告示	
		盲ろうあ児施設				●	告示	
		肢体不自由児施設				●	告示	
		重症心身障害児施設				●	告示	
		情緒障害児短期治療施設				●	告示	
	児童自立支援施設				●	告示		
	養護老人ホーム							
	老人福祉法	特別養護老人ホーム	施設サービス	介護福祉施設サービス				
		軽費老人ホーム(注)			○	告示	(注)ケアハウスのみ可	
	障害者自立支援法	障害者支援施設			●	告示		
	売春防止法	婦人保護施設			●	告示		
		授産施設			●	告示	生活保護法上の保護施設である授産施設を除く。	
	生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業			●	告示	都道府県社会福祉協議会が行っている生活福祉資金貸付事業等であって、社会福祉法による手続を経た事業		
第二種社会福祉事業		生計困難者に対する金銭等供与			○	告示		
		生計困難者に対する生活相談			○	告示		
	児童福祉法	児童自立生活援助事業				○	告示	
		放課後児童健全育成事業				○	告示	
		子育て短期支援事業				○	告示	
		助産施設				○	告示	
		保育所				○	告示	
		児童厚生施設				○	告示	
		児童家庭支援センター						
	児童の福祉増進相談事業				○	告示		
	母子及び寡婦福祉法	母子家庭等日常生活支援事業				○	告示	
		寡婦日常生活支援事業				○	告示	母子及び寡婦福祉法の母子家庭等日常生活支援事業を附帯業務として行っている場合に限る。
		母子福祉施設				○	告示	

老人福祉法	老人居宅介護等事業	居宅サービス事業	訪問介護	○	告示	<p>※3. それぞれ各サービスを行う事業所ごとに介護保険法上の事業者としての指定、又は、老人福祉法上の市町村からの委託が必要。</p> <p>※4. 事業者としての指定を受け、既に附帯業務として定款に記載された事業所で、新たに同じ事業を実施する場合は定款等の変更は不要であること。</p> <p>例 指定居宅サービス事業の指定を受けた事業所で新たに居宅サービス事業を行う場合（別の事業所の場合は、当該事業所における指定を受け、定款等の変更が必要。）</p> <p>※5. 定款等の変更認可申請手続は、原則として都道府県における事業者の指定、又は市町村の委託を受ける前に行うことが必要であるが、指定（委託）手続と定款等の変更手続を並行して行う場合は、手続の進捗状況に伴い、定款等の変更認可日が後れることはやむを得ないこと。</p>		
		地域密着型サービス事業	夜間対応型訪問介護	○	告示			
		介護予防サービス事業	介護予防訪問介護					
	老人デイサービス事業	居宅サービス事業	通所介護	○	告示			
		地域密着型サービス事業	認知症対応型通所介護					
		介護予防サービス事業	介護予防通所介護	○	告示			
		地域密着型介護予防サービス事業	介護予防認知症対応型通所介護					
	老人短期入所事業	居宅サービス事業	短期入所生活介護	○	告示			
		介護予防サービス事業	介護予防短期入所生活介護	○	告示			
	小規模多機能型居宅介護事業	地域密着型サービス事業	小規模多機能型居宅介護	○	告示			
		地域密着型介護予防サービス事業	介護予防小規模多機能型居宅介護					
	認知症対応型老人共同生活援助事業	地域密着型サービス事業	認知症対応型共同生活介護	○	告示			
		地域密着型介護予防サービス事業	介護予防認知症対応型共同生活介護	○	告示			
	老人デイサービスセンター			○	告示			
	老人短期入所施設			○	告示			
	老人福祉センター			○	告示			
	老人介護支援センター			○	告示			
	障害者自立支援法	障害福祉サービス事業			○		告示	※6. 障害福祉サービスの種類及び事業を行う事業所ごとに事業者としての指定が必要。定款等の変更手続は※2参照
		相談支援事業			○		告示	※7. 事業を行う事業所ごとに指定が必要。定款等の変更手続は※2参照
移動支援事業				○	告示			
地域活動支援センター				○	告示			
福祉ホーム				○	告示			
身体障害者福祉法	身体障害者生活訓練等事業			○	告示			
	手話通訳事業			○	告示			
	介助犬訓練事業			○	告示			
	聴導犬訓練事業			○	告示			
	身体障害者福祉センター			○	告示			
	補装具製作施設			○	告示			
	盲導犬訓練施設			○	告示			
	視聴覚障害者情報提供施設			○	告示			
	身体障害者の更生相談事業			○	告示			
知的障害者福祉法	知的障害者の更生相談事業			○	告示			
障害者自立支援法附則	附則により、従前の例により運営できるとされた精神障害者社会復帰施設			○	告示	・精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム（B型）、精神障害者福祉工場、平成23年度末までの政令で定める日の前日まで存続可能		
	生計困難者のための無料・低額簡易住宅貸付			○	告示			
	生計困難者のための無料・低額宿泊所等			○	告示			
	生計困難者のための無料・低額診療			○	本来			
	生計困難者のための無料・低額介護老人保健施設			○	本来	介護保険法上の介護老人保健施設		
	隣保事業			○	告示			
	福祉サービス利用援助事業			○	告示			
	前項各号及び前各号の事業に関する連絡又は助成			○	告示			

○介護保険法に基づく各事業の位置付け(附帯業務)

※「区分」欄の説明…「本来」とは本来業務、「保健」とは保健衛生に関する業務、「空欄」は医療法人が行えないことを示す。

社会福祉法	各法	事業名、施設名等	介護保険法	区分	備考	
社会福祉事業以外		居宅サービス事業	訪問入浴介護	保健		
			訪問看護(訪問看護ステーションに限る。)			
			訪問看護(訪問看護ステーションを除く。)	本来		
			訪問リハビリテーション			
			居宅療養管理指導			
			通所リハビリテーション			
			短期入所療養介護			
			特定施設入居者生活介護(注)			保健
			福祉用具貸与	保健		
			特定福祉用具販売	保健		
		居宅介護支援事業			保健	
		介護予防サービス事業	介護予防訪問入浴介護	保健		
			介護予防訪問看護(訪問看護ステーションに限る。)			
			介護予防訪問看護(訪問看護ステーションを除く。)	本来		
			介護予防訪問リハビリテーション			
			介護予防居宅療養管理指導			
			介護予防通所リハビリテーション			
			介護予防短期入所療養介護			
			介護予防特定施設入居者生活介護(注)			保健
			介護予防福祉用具貸与	保健		
			特定介護予防福祉用具販売	保健		
		介護予防支援事業			保健	
		地域密着型サービス事業	地域密着型特定施設入居者生活介護(注)	保健	(注) 介護保険法上の該当施設の内、医療法上附帯業務として認められる施設に限る。	
			地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			
		地域支援事業(注)	介護予防事業		保健	※8. 市町村から委託を受けて行う場合のみ可 (委託事業の実施に当たり、医療法人の非営利性に留意するとともに、条例及び委託契約書の内容に違反、抵触することがないこと。) ※9. 定款等の変更手続は、原則として市町村の委託を受ける前に行う必要があるが、委託手続と定款等の変更手続を並行して行う場合は、手続の進捗状況に伴い、定款等の変更認可日が後れることはやむを得ないこと。
			包括的支援事業	介護予防ケアマネジメント事業		
				総合相談支援事業		
				権利擁護事業		
				包括的・継続的マネジメント事業		
		任意事業				
		保健福祉事業(注)			保健	※8、※9 と同じ扱い
		施設サービス	介護保健施設サービス		本来	
			介護療養施設サービス			